

平成31年度  
新国立劇場総合情報システム  
総括運用支援業務  
仕様書

公益財団法人新国立劇場運営財団

## 1. 件名

平成31年度新国立劇場総合情報システム総括運用支援業務

## 2. 目的

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という）は、我が国の現代舞台芸術の振興及び普及に寄与することを目的として、公演事業等の事業を行っている。業務を合理的且つ効率的に推進するためにパソコン・プリンタ等のクライアント機器、各種の業務システム、ネットワーク機器等のさまざまな情報基盤を導入している。これらの管理・運用は情報システム担当が担うこととしているが、その内容が極めて専門性が高く且つ広範囲に及び、より高度な外部の技術者の支援を得ることが強く求められることから、本件によりその体制を構築するものである。

## 3. 用語の定義

用語	定義
新国立劇場 総合情報システム	新国立劇場の事業のために導入されている情報システム機器、ソフトウェア、サービスの総称。別紙1参照。
派遣技術者	新国立劇場に常駐勤務し、日々の運用支援を行う技術者
財団職員等	新国立劇場内で勤務を行う職員、スタッフ、出演者等の総称
財団システム担当者	新国立劇場総合情報システムの導入、管理を所管する施設課情報システム係

## 4. 業務の概要

本件により履行すべき業務（以下「本業務」という）は次の範囲とする。

- (1) 派遣技術者の常駐派遣
- (2) PDCAサイクル最適化支援

## 5. 契約方式

- (1) 本業務全体の契約方式は委任とする。
- (2) 本業務のうち派遣技術者に関わる部分については、労働者派遣とする。

## 6. 契約期間

契約期間（派遣期間）：令和元年8月1日～令和4年7月31日（36ヶ月）

同期間開始時より全ての業務を履行できるようにするため、令和元年7月1日以降、同年7月31日までの最大1ヶ月間の間を引継ぎ対応期間とする。

## 7. 業務を行う場所

- a. 東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場
- b. 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎内演劇研修所
- c. 千葉県銚子市豊里台1-1044 舞台美術センター
- d. 国立情報学研究所 東京データセンター

なお、派遣技術者が常駐勤務を行うのはaのみとし、他は必要に応じてリモート又は実地での運用支援を行うこととする。b～dに於ける実地での作業が必要であることを財団システム担当者が認めた場合は、実地作業に際しての交通費は財団が負担する。また、dについては契約期間中に於いて変更となる可能性があるため、その場合も本契約内で対応すること。

## 8. 受託者要件

- (1) 受託者は契約期間に於いて有効なプライバシーマークまたはISO27001の認証を取得していること。

## 9. 派遣技術者要件

- (1) ネットワーク構築・運用・保守業務経験が5年以上であること。
- (2) 財団で利用するクライアントパソコンの基本ソフトウェア、一般的な商用ソフトウェア及びプリンタ等周辺機器（以下、「クライアント機器等」という）の運用・設定・管理に関する技術、製品知識を有すること。
- (3) 財団で利用するサーバ、ネットワーク機器、通信回線等の運用・設定・管理に関する十分な知識、技術を有すること。
- (4) 一般的なインターネット、グループウェア、クラウドサービスに関する運用・設定・管理に関する十分な知識、技術を有すること。
- (5) 財団で利用する業務システム、グループウェア等の概要、基本操作及び活用法を契約期間開始後2～3ヶ月以内に熟知できること。
- (6) (2)～(5)の運用上で障害が発生した場合、的確な対応を迅速に行えること。
- (7) クライアント機器等のライフサイクル管理ができること。
- (8) システム担当者及び財団職員等と円滑な関係を保つことができること。
- (9) 日本語による会話、文書の作成を支障無く行えること。
- (10) 要員、業務を全面的に第三者に再委託することがないこと。特別な理由で一部の業務について再委託の必要がある場合には、事前に、財団へ理由と再委託先を書面で提出し、承諾を得ること。

## 10. 提出物及び著作権等の処理

- (1) 本業務に関わる主な提出物及び作成物は以下の通りとする。
  - a. 運用支援体制表及び緊急連絡先
  - b. 運用支援報告書（月ごととし、月間の保守内容がわかる詳細なもの）
- (2) (1) aは契約期間中、常時最新状態にすること。
- (3) (1) bは月ごとに提出し、月間の保守内容を把握できるような詳細なものとする。
- (4) 本業務で作成した資料については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は財団に帰属することとし、著作者人格権はこれを行使しないこと。
- (5) 受託者又は第三者が権利を有する物品及び著作物を本業務に於いて利用する場合、受託者の責任に於いてその権利処理を解決することし、本契約内で必要な手続き、経費の負担を行うこと。この場合、当該契約等の内容について、事前に財団の承認を得ること。

## 11. 包括的業務要件

- (1) 本業務の履行体制を明確にすること。
- (2) 受託者は、関係法令、関係規定、財団の服務規程及びセキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 運用支援の履行内容については、都度財団システム担当者と十分に協議を行い、共通の認識を持った上で遂行すること。運用支援の経過または結果については財団システム担当者に随時報告を行うこと。
- (4) 本サービスの実施に伴い知り得た財団に関する事項に関し、許可なく他に開示しないこと。契約期間満了後も同様とする。
- (5) 財団内設置機器及びクラウドサービス内に格納されているデータを財団システム担当者の許可無く新国立劇場外に持ち出さないこと。
- (6) 受託者は、本業務の実施に伴い知り得た財団に関する事項を善良な管理者の注意をもって厳格に管理するほか、許可なく他に開示しないこと。また、当該事項が掲載された資料及びデータ（その複製物を含む）等は本契約における目的の終了時、または財団からの返還の要求があるときは、直ちに返却するか、情報が漏えいしない方法により破棄すること。派遣技術者に対してもこれを徹底する責任を負う。
- (7) 受託者は、本仕様に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認められる事項については、財団と協議の上、誠意を持って対応すること。

## 12. 業務に関する詳細要件

### (1) 派遣技術者の常駐派遣

- ①派遣技術者を1名財団内に常駐勤務させること。
- ②勤務の条件は原則として次のとおりとすること。詳細については、契約時に財団、受託者との協議の中で決定すること。
  - a. 勤務時間：原則として9時30分から18時15分までの7時間45分（休憩時間1時間）
  - b. 勤務日：毎週月曜日～金曜日（週5日）ただし、次を例外とする。
    - ア. 祝日及び振替休日
    - イ. 12月29日～翌1月3日
    - ウ. ほか予め指示された休業日
  - c. 体制：契約期間中の人員の交替は可とする。ただし、頻繁な交替は避けること。
  - d. 代替要員：派遣技術者が休暇をとる場合、受託者は代替要員を確保し、a及びbに欠落が無いように勤務させること。また、代替要員にも業務を遂行するために必要となる知識を事前に習得させること。この代替要員派遣に関わる一切の経費は受託者が負うこと。なお、派遣技術者の休暇を事前に予期できなかった場合（急病、親族の弔事等）又は休暇が短期（1～2日程度）でとどまる場合はこの限りではない。
  - e. 派遣技術者の交代：  
派遣技術者が交代する場合は、その旨を事前に財団に通知するとともに、後任派遣技術者に十分な引継ぎを行い、以後の業務に支障が出ないようにすること。こ

の場合の経費負担は受託者が負う。

f. 業務上の災害等：

派遣技術者が業務上の災害に遭遇した場合は、受託者が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業者の責任を追うこととする。通勤災害について、派遣技術者は受託者の加入する労働災害補償保険法により給付を受ける。なお、財団は、受託者の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をを行う。

- ③法定電源点検時にネットワーク保守業者が情報システムで運用されるサーバ群、ネットワーク機器群等の停止、起動起動及び動作確認等を実施する際、必要に応じて補佐を行うこと。この点検は年間で1度、予め定められた日程で実施する。
- ④以下の業務に関して、財団システム担当者の指揮・命令のもと、財団システム担当者を補佐すること。総合情報システムの詳細については別紙1～4を参照。
  - a. クライアント機器等の使用にあたっての財団職員等からの問い合わせ対応、障害対応、ユーザー設定対応、ライフサイクル管理等
  - b. 業務システム、グループウェア等の基本操作及び活用法に関する財団職員等からの問い合わせ対応、障害対応、ユーザー設定対応等
  - c. ビデオシアター等に設置されているAV機器の管理者としての運用・管理、障害対応等
  - d. サーバ、ネットワーク機器、通信回線、新国立劇場Webサイト、財団システム担当が導入したクラウドサービス等の管理者としての運用・設定・管理、障害対応等
  - e. 新国立劇場総合情報システム整備・運用全般に対するの情報提供、立ち会い等の協力
  - f. その他、財団システム担当者を支援する業務（マニュアル作成、ICT資産の管理等）
- ⑤④ a～dの業務のうち、障害対応については、原因の一次切り分けを行い、保守契約をしている機器、サービスについてはその保守連絡先への連絡と可能な限りの技術支援を行うこと。また、  
運用を継続するための代替対応を行うこと。別紙5参照。

(2) PDCAサイクル最適化支援

- ①新国立劇場総合情報システム全体のPDCAサイクル最適化に関して、常に新国立劇場の総合情報システムの状況を把握し、専門事業者としての知見を基に、安定運用、将来の整備計画立案に向けて時流に即した適切な情報提供、助言、協力、具体的な改善提案、製品の提案を行うこと。
- ②財団システム担当者からの情報システムに関する質問に対して回答すること。
- ③派遣技術者の業務の状況を把握し、派遣技術者が業務を行う上で必要になる支援を行うこと。特に、派遣技術者が不在の際に緊急対応を要する事態が発生した場合に財団システム担当者からの連絡を受けつけられる体制を持つこと。
- ④定例会を月1度実施すること。定例会では、支援内容の報告を行うほか、①の業務に関連する対応を専門技術者により行うこと。

13. 契約開始に際しての対応

- (1) 派遣技術者が全ての業務を契約期間開始時より遅滞無く履行できるようにするため、必要に応じ

て、予め引継ぎをうけること。引継ぎは、現行の運用支援業者の派遣技術者から行うこととし、令和元年7月1日以降、同年7月31日までの最大1ヶ月間で新国立劇場内にて受けること。ただし、現行の運用支援業者の派遣技術者の勤務時間帯とする。

#### 14. 契約期間満了に際しての対応

- (1) 契約期間満了時（受託者側、財団側の都合により契約期間中に契約を終了する場合を含む。以下も同様）は、受託者が保持している新国立劇場に関する全情報を破棄すること。
- (2) 受託者は本件の次期契約業者が希望する場合、本契約期間満了1ヶ月前から契約期間満了日まで、必要な引継ぎ業務を行うこと。

#### 15. その他

- (1) 仕様に含まれる各業務の実施、業務の引継ぎ等の業務に関わる経費のほか、本業務に利用する機器整備費、通信費、交通費等は原則として全て受託者が負担すること。ただし、財団が派遣技術者に提供するパソコン等財団内機器、媒体、通信機器、消耗品等については例外とする。
- (2) 受託者は、契約締結時に派遣技術者の時間単価表を財団に提出し、事前に了承を得ること。なお、本時間単価は、財団が受託者に対し月毎に支払う契約金額（税抜）を155で除した金額を超過しないこと。
- (3) その他、受託者が業務を履行するにあたり、疑義が生じた場合は、財団と誠実に協議を行い、善処すること。

以上

## 契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と\*\*\*\*（以下「乙」という。）は、新国立劇場総合情報システム（以下「総合情報システム」という。）に関する総括運用支援業務（以下「本業務」という。）に関して、次の通りこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲が、乙に対して依頼する下記の点について、基本的な契約事項を定めることを目的とする。

- ① 本条第2項第1号で定める仕様書（以下「仕様書」という。）で定める通り、本業務に従事する技術者（以下「派遣技術者」という。）を、財団に派遣すること。なお、派遣に関する詳細については、別途締結する、労働者派遣基本契約書および労働者派遣個別契約書（以下合わせて「派遣契約書」という。）で定める。
  - ② 仕様書で定める通り、総合情報システムのPDCAサイクル最適化について支援を行うこと。
  - ③ その他必要な事項
- 2 本契約は、この契約書のほか以下の各号の文書から構成され、合わせて本契約の内容を規定するものとする。
- ① 平成31年度新国立劇場総合情報システム総括運用支援業務仕様書
  - ② ①に関して本契約締結までに甲乙間で取り交わされた文書

（契約期間、派遣期間）

第2条 契約期間及び派遣技術者の派遣期間は、ともに令和元年8月1日から令和4年7月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は総額金\*\*\*\*円とする（消費税等\*\*\*\*円を含む）。

なお、仕様書で定める派遣期間を前提とする。ただし、派遣業務実施時間が、前述の派遣期間を超過する場合は、乙より別途提出された派遣技術者の時間単価表に基づき、派遣契約書の定めに準じた金額を支払うものとする。

（支払）

- 第4条 甲は、乙に対し、第3条に定める契約金額総額を契約期間月数で除した額を、契約期間開始後、1ヶ月経過ごとに支払うものとする。なお、契約金額総額は、本契約の締結時における消費税率に基づく金額であり、本契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正以後の支払金額に関する消費税額は改正後の税率に基づき算出することとする。
- 2 乙は、該当月の翌月5日までに甲の担当部署へ請求書を送付し、甲は請求書を受理した後、速やかに支払うものとする。
  - 3 乙の責に帰すべき事故により、甲の業務執行に支障を生じた時の支払いについては、甲乙協議の上、当該月の支払いを減額することができるものとする。

### 第2章 資料並びに情報の取扱い及び権利の帰属

（資料等の提供及び返還）

第5条 甲は乙に対し、本契約に定める条件に従い、本業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、甲は乙に対しこれらの提供を行うものとする。

- 3 本業務の遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。
- 4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。但し、乙が内容等の誤りあることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合はこの限りではない。
- 5 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

#### （資料等の管理）

- 第6条 乙は甲から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は甲から提供された本業務に関する資料等を本業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できるものとする。

#### （秘密情報の取扱い）

- 第7条 甲および乙は、本業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後7日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲、乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
  - 4 甲および乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の従事者に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該従事者に退職後も含め課すものとする。
  - 5 秘密情報の提供及び返却等については、第5条（資料等の提供及び返還）を準用する。
  - 6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。
  - 7 本条の規定は、本契約終了後、5年間存続する。

#### （個人情報）

- 第8条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報であって、本件業務遂行に際して甲より取扱を委託されたもの（以下「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際はその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう務めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 乙は、個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。
  - 4 個人情報の提供及び返却等については、第5条（資料等の提供及び返還）を準用する。

#### （著作権、特許権）

- 第9条 本件業務に関する著作権、特許権の取り扱いについては、仕様書で定める通りとする。

### 第3章 一般条項

#### (権利義務譲渡の禁止)

第10条 甲、乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

#### (解約)

第11条 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に解約を行おうとする場合、解約を希望する日の3ヶ月以上前に乙に通知し、乙の合意を得ることとする。

2 第1項による解約時に甲が行うべき派遣技術者への対応は、派遣契約書で定める。

3 第1項により本契約を解約したときは、甲は、乙に対し、解約月の翌月以降の委託業務に該当する費用を支払わないこととする。

#### (解除)

第12条 甲、乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 重大な過失又は背信行為があった場合

② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

④ 公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲、乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の業務の不備を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲、乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

4 甲、乙が本条第1項、第2項により契約を解除した場合、同時に派遣契約書も解除されることとする。

5 甲が、本条第1項、第2項により契約を解除した場合、甲は、第11条第2項の義務を負わない。

#### (暴力団関与の場合の契約の解除等)

第13条 甲または乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合（以下、本条では暴力団又は暴力団員と関係があったものを「当事者」という。）、相手方は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

2 当事者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、相手方が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、相手方が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金（損害賠償額の予定）として相手方の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項に規定する場合において、当事者が事業者団体であり、既に解散しているときは、相手方は、当事者の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、当事者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第2項の規定は、相手方に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、相手方がその超える分について当事者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 当事者が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を相手方が指定する期間内に支払わないときは、当事者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

6 本条第1項により契約が解除された場合、同時に派遣契約書も解除されることとする。

7 本条第1項により契約が解除された場合、相手方は第11条第2項の義務を負わない。

8 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲、乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

(和解による紛争解決)

第15条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲、乙は、第16条所定の紛争解決手続をとる前に、協議を十分に行うとともに、次項の措置をとらなければならない。

2 前項所定の協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第16条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから10日以内に東京（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。

3 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲、乙は、第16条所定の紛争解決手続をとることができる。

(合意管轄)

第16条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管する。

\*\*年\*\*月\*\*日

甲 東京都渋谷区本町1-1-1  
公益財団法人新国立劇場運営財団  
理事長 尾崎 元規

乙 \*\*\*\*

## 特定労働者派遣基本契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下、甲という）と、\*\*\*\*（以下、乙という）とは、技術者の派遣に関して「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、労働者派遣法、略して派遣法という）に基づいて、次の通り特定労働者派遣基本契約（以下、本契約という）を締結する。

### 第 1 条（目的）

本契約は、乙が常時雇用する技術者（以下、派遣技術者という。）をその雇用関係の下に甲に派遣し、甲が派遣技術者を指揮命令して第 2 条に定義する個別契約において定める業務に従事させることを目的として、本契約を締結する。

### 第 2 条（本契約の適用）

本契約は、乙が甲に対して行う技術者の派遣に関する特定労働者派遣個別契約（以下、個別契約という）の全てに適用されるものとする。

### 第 3 条（派遣法の手続）

乙は、甲に対して、派遣法に基づき特定労働者派遣事業の届出の受理、その他技術者派遣を行うのに必要な同法所定の手続を全て適法に完了していることを保証するとともに、厚生労働大臣の届出受理番号が以下の通りであることを保証する。

届出受理番号	*****
届出受理年月日	*****

### 第 4 条（個別契約）

甲及び乙は、乙が甲に派遣技術者を派遣する都度、当該派遣技術者について個別契約を結び、個別契約においては、次の内容を定めるものとする。

- （1） 派遣技術者の従事する業務内容
- （2） 派遣技術者が従事する就業場所
- （3） 派遣技術者の派遣期間
- （4） 派遣期間中の就業日の指定
- （5） 派遣就業の就業時間並びに休憩時間
- （6） 時間外労働および休日労働に関する内容

- (7) 指揮命令者の所属・役職・氏名
- (8) 派遣元責任者及び派遣先責任者の所属・役職・氏名
- (9) 安全及び衛生に関する内容
- (10) 派遣技術者の人数
- (11) 派遣料
- (12) 派遣技術者からの苦情の処理
- (13) 政令で定める業務について派遣を行う場合、政令の号番号
- (14) 一定の中途解約にあたって講ずる措置
- (15) その他派遣法第26条第1項に定める内容

2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。

#### 第5条（派遣労働条件の確保措置）

乙は、甲が派遣技術者に対し、別途締結する個別契約に定める労働を行わせることにより、労働基準法等の法令違反が生じないよう労働基準法等に定める時間外、休日労働協定、その他所定の法令上の手続等をとるとともに、派遣就業が適正に行われるよう、就業規則等乙の派遣技術者に対する諸規則を整備し派遣就業条件の確保を図らなければならないものとする。

2. 乙は、派遣技術者を派遣するにおいて、前項の措置をしたにもかかわらず、甲が労働者派遣法、労働基準法等に定める義務を遵守せず、乙の書面による催告にも関わらず、是正されなかった場合、派遣法第28条に基づき、本契約を解除することができる。

#### 第6条（派遣技術者の通知）

乙は、個別契約締結後、派遣法第35条の定めるところにより、当該個別契約に係る派遣技術者の氏名その他の所定事項を甲に通知しなければならないものとする。

#### 第7条（派遣技術者の個人情報の管理）

甲は、派遣技術者に関する個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、必要な措置を講じなければならない。

#### 第8条（派遣技術者の選任・変更）

乙は、個別契約ごとに本契約の目的を達成するために必要な資格、能力、知識、技術、技能、経験等があり、派遣業務を遂行できる技術者を自己と雇用関係にある技術者の中から選任し、派遣技術者として派遣するものとする。

2. 甲は、派遣技術者の中に派遣業務の実施について著しく不適合な者がいると認めたとときは、その理由を付して乙に通知し、乙に必要な措置をとるよう要求することができるものとする。
3. 乙が乙の事由により派遣技術者を変更する場合は、30日前までに甲に対して変更理由及び変更対象の派遣技術者名を書面により通知するものとする。その場合、乙は、第6条の規定に基づき、変更した派遣技術者の氏名その他の所定事項を甲に通知しなければならないものとする。

#### 第9条（責任者）

個別契約を締結するとき、甲は派遣先責任者（以下、派遣先責任者という）を、乙は派遣元責任者（以下、派遣元責任者という）をそれぞれ選任して、個別契約にてこれを明記するものとする。

2. 派遣先責任者および派遣元責任者は、本契約及び個別契約並びに派遣法の定めに従いその職務を遂行するものとする。
3. 派遣先責任者及び派遣元責任者の変更は、第20条第4項によるものとする。

#### 第10条（指揮命令）

個別契約を締結するとき、甲は、派遣技術者に対して直接指揮命令を行うもの（以下、指揮命令者という）を選任して個別契約書にこれを記載するものとする。

2. 甲は、前項の指揮命令者を変更する必要がある場合、乙に対し速やかに変更理由及び変更対象の指揮命令者を書面により通知するものとする。

#### 第11条（設備、資料等の提供）

甲は、派遣技術者が派遣業務を遂行するのに必要な施設、コンピュータその他の機械、設備、技術資料等（以下総称して、提供物という）を無償で貸与、提供するものとする。

#### 第12条（秘密保持）

甲及び乙は、業務の遂行により知り得た相手先の業務に関する秘密について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならない。また、乙は派遣技術者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。

2. 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律（本項において、以下「法」という。）に定める個人に関する情報であつて、業務の遂行により知り得たもの（以下「個人情報」という。）を不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならない。法、関連法規および関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に守り、個人情報取扱事業者に要求される適正な取り扱いを図るものとする。また、乙は派遣技術者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。

3. 乙は派遣技術者に対し、前各項に定める甲の秘密事項や個人情報の機密管理の教育を行う。また、乙は、乙あてに派遣技術者から前2項に定める守秘義務の履行に関する誓約書を提出させ、甲の機密保持の確保を図るものとする。

#### 第 13 条（権利の帰属）

本業務遂行の過程で生じた著作権は、乙または第三者が従前から有していたものを除き、甲に帰属する。

2. 乙が本業務に係り第三者が有する著作権を利用する場合、乙の責任において解決をすることとし、その費用は契約金額に含むこととする。
3. 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、総称して「特許権等」という。）は、甲に帰属するものとする。
4. 乙が従前から有していた特許権等を本業務に利用した場合、甲は、本業務の成果物を自己利用するために認められた範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができることとし、その費用は契約金額に含むこととする。
5. 乙が本業務に係り、第三者が有する特許権等を利用する場合、乙の責任において解決をすることとし、その費用は契約金額に含むこととする。

#### 第 14 条（厚生施設等）

派遣技術者が利用できる甲の福利厚生施設等は、個別契約でこれを定めるものとする。

#### 第 15 条（派遣料の精算）

派遣技術者の対象期間における1日の派遣業務実施時間（以下、「実施時間」という）が、個別契約で定める基準時間（以下、「基準時間」という）を超過する場合は、25%増しの料金、また休日の就業については35%増しの料金を請求することができる。ただし、基準時間を超える業務の実施および休日の就業については、甲の適正な判断のもと当該業務の実施が必要とみなされた場合に限る。

#### 第 16 条（旅費、交通費等）

派遣技術者が派遣業務を実行するために必要な旅費、交通費等その他の費用は甲の負担とする。但し、個別契約で定める作業場所までの交通費は乙の負担とする。

2. 前項に定める甲の負担する費用の詳細については、甲乙協議の上定めるものとする。

#### 第 17 条（支払方法）

乙は、毎月末日を締切日とし、第 15 条及び第 16 条を勘案して算出した月額派遣料

金を、当該月の翌月5日までに甲に請求するものとし、甲は、乙に対し、速やかに銀行振込により支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

#### 第18条（損害賠償）

甲、乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

#### 第19条（解除）

甲、乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 重大な過失又は背信行為があった場合
- ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2. 甲、乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反（別添の仕様書において定められた個々の業務の不備を含む。）し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲、乙について、暴力団が関与していることが判明した場合の契約解除については、第21条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

#### 第20条（本契約及び個別契約の変更）

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができるものとする。

2. 甲又は乙は、個別契約の内容について変更を行うとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって相手方に申入れるものとする。
3. 前項の変更の申入れがあった場合、甲及び乙は、当該申入れの日から10日以内に当該変更の内容及び可否につき協議を行ない、変更契約を締結する。なお、かかる協議が調わない間、乙は特段の事情がない限り、変更前の条件に従って作業を進めることができるものとする。
4. 個別契約の変更は、前項記載の協議にもとづき、変更契約を締結することをもってのみこれを行う。但し、協議の結果、甲乙がその変更の内容が軽微なものと判断した場合、変更契約締結に代えて、変更の内容、理由等を明記した書面に甲及び乙が記名捺印することをもってこれを行うことができるものとする。

## 第 21 条（反社会的勢力の排除）

甲または乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合（以下、本条では暴力団又は暴力団員と関係があつたものを「当事者」という。）、相手方は何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

2. 当事者は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、相手方が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、相手方が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金（損害賠償額の予定）として相手方の指定する期間内に支払わなければならない。
3. 第 1 項に規定する場合において、当事者が事業者団体であり、既に解散しているときは、相手方は、当事者の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、当事者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。
4. 第 2 項の規定は、相手方に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、相手方がその超える分について当事者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
5. 当事者が、第 2 項の違約金及び前項の損害賠償金を相手方が指定する期間内に支払わないときは、当事者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。
6. 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

## 第 22 条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日より本契約期間満了日の令和 4 年 7 月 31 日までとする。

2. 本契約の期間満了前に本契約を任意に解約したい場合、解約を希望する 3 ヶ月前までに相手方に書面にて申し出るものとする。但し、存続する個別契約がある場合は、当該個別契約の期間満了までは、本契約を解約できないものとする。

## 第 23 条（合意管轄裁判所）

本契約及び個別契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 24 条（協議）

甲及び乙は、本契約及び個別契約の内容について疑義が生じた場合及び定めのない事

項については、信義誠実の原則に従い協議の上これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都渋谷区本町1-1-1  
公益財団法人新国立劇場運営財団  
理事長 尾崎 元規

乙 \*\*\*\*\*

## 特定労働者派遣個別契約書（案）

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下、「甲」という）と\*\*\*\*（以下、「乙」という）とは、甲乙間で締結した\*\*年\*\*月\*\*日付の特定労働者派遣基本契約書（以下、「基本契約」という）の定めに従い、以下の通り技術者派遣個別契約（以下、「本契約」という）を締結する。

1. 派遣業務の内容： 新国立劇場総合情報システム総括運用支援業務

2. 派遣人員： 1人

3. 就業場所の名称および所在地

就業場所の名称： 公益財団法人新国立劇場運営財団

就業場所の所在地： 東京都渋谷区本町1丁目1番1号（新国立劇場）

就業場所の部署： 総務部施設課

就業場所の連絡先： 03-5351-3011

4. 甲の派遣先責任者

所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団

役 職：総務部長

氏 名：\*\*\*\*

連絡先：03-5351-3011（代表）

5. 乙の派遣元責任者

所 属：\*\*\*\*

役 職：\*\*\*\*

氏 名：\*\*\*\*

連絡先：\*\*\*\*

6. 甲の指揮命令者

所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団

役 職：総務部 施設課長

氏 名：\*\*\*\*

連絡先：03-5352-5782

7. 派遣期間： 令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

8. 派遣就業日： 土、日、祝日及び振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日。但し、甲の業務の都合により乙の就業規則の定めるところによって事前に本人に通知の上、振替就業することがある。

9. 就業時間： 9時30分から18時15分まで

10. 休憩時間： 1時間

11. 基準時間： 7時間45分

12. 時間外および休日労働：

1月あたりの時間外労働の上限： 45時間

1月あたりの休日労働の上限： 4日

13. 安全および衛生：

コンピュータ・ワードプロセッサ等を連続して操作する時間は、1時間までとする。

1時間以上を連続して操作したときには、少なくとも10分間の休憩時間を与える。その他、甲は派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された責任を負う。

14. 乙の派遣技術者が利用できる甲の福利厚生施設：

新国立劇場内で行われる甲の主催公演について、十分な空席がある場合には無料で鑑賞することが出来る。

15. 基準時間を超過した場合の派遣料

1) 派遣技術者の1日の派遣業務実施時間（以下実施時間という）が基準時間を超える場合の実施時間は25%増しの料金、また休日の就業については35%増しの料金を請求することができる。ただし、基準時間を超える業務の実施および休日の就業については、甲の適正な判断のもと当該業務が必要とみなされた場合に限る。

2) 基準時間を超える場合、および所定休日の就業時間は15分単位とし、端数は切り捨てるものとする。

16. 派遣技術者からの苦情の処理

1) 苦情の申出を受ける者：

甲：

所 属：公益財団法人新国立劇場運営財団

役 職：総務部 総務課長

氏 名：\*\*\*\*

連絡先：03-5351-3011（代表）

乙：

所 属：\*\*\*\*

役 職：\*\*\*\*

氏 名：\*\*\*\*

連絡先：\*\*\*\*

## 2) 苦情処理方法、連携体制

- ①甲における1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに4. に定める派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣技術者に通知することとする。
- ②乙における1) 記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに5. に定める派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとしその結果について必ず派遣技術者に通知することとする。
- ③甲及び乙は、各々自社内でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

## 1 7. 一定の中途解約にあたって講ずる措置

- 1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の中途解約を行おうとする場合には、あらかじめ30日以上猶予期間をもって乙に中途解約の申し入れを書面にて行い、乙の合意を得ることとする。
- 2) 甲及び乙は、派遣期間が満了する前に派遣技術者の責に帰すべき事由以外の事由により中途解約を行った場合には、甲の関連会社を斡旋する等により、本契約に係る派遣技術者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- 3) 甲は、自己の責に帰すべき事由により、本契約の中途解約を行おうとしたものの、2) の新たな就業機会の確保を図ることができない場合において、乙がやむを得ず派遣技術者を休業させること等を余儀なくされたことにより、乙に損害が生じたときは、甲は派遣技術者の休業手当に相当する額以上の金額を乙に賠償するものとする。
- 4) 2) に定める新たな就業機会の確保を図ることができない場合において、乙がやむを得ず派遣技術者を解雇することとなり、甲が乙に対し30日前までに当該中途解約の申し入れを行わなかったことにより、乙が派遣技術者に対し解雇を何ら予告できず、または解雇日の30日前までに予告できず、乙に損害が生じたときは、甲は、次の各号に定める金額を賠償するものとする。
  - ①乙が派遣技術者に対し、何らの解雇の予告を行うことができず、乙に損害が生じたときは、30日分以上の当該派遣技術者の賃金に相当する金額
  - ②乙が派遣技術者に対し、解雇日の30日前までに当該解雇の予告を行うことができず、乙に損害が生じたときは、当該解雇の30日前の日から乙による解雇予告の日までの日数分の派遣技術者の賃金に相当する金額

5) 甲は本契約の中途解約を行う場合であって、乙から請求があったときは、当該中途解約を行う理由を乙に書面にて通知するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

\*\*\*年\*\*月\*\*日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号  
公益財団法人新国立劇場運営財団  
理事長 尾崎 元規

乙 \*\*\*\*\*